

教育文化会館・市民館「識字学習活動」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業実施要綱に基づき、多文化共生社会の実現に向けた識字学習活動の円滑な運営のために必要な事項を定める。

(支援者)

第2条 識字学習活動に関わる支援者（以下、「ボランティア」という）は、学習者の日本語学習活動を支援するだけでなく、お互いに多文化共生社会について学びあう共同学習者である。

2 ボランティアは、教育文化会館・市民館（以下、「実施館」という）が実施する識字ボランティア研修等を修了した者又は同等の経験及び知識があると各館が認めた者とする。

(内容)

第3条 識字学習活動の内容は、次の3つとする。具体的な内容については、実施館がボランティアと協議の上定める。

- (1) 日常生活に必要な基礎的日本語の学習
- (2) 多文化共生社会に向けた事業
- (3) 学習者の生活に関する相談・情報提供

(受講料)

第4条 受講料は無料とする。ただし保険料、教材費等は学習者の負担とする。

(定員)

第5条 学習者及びボランティアの定員は実施館がボランティアと協議の上、施設・設備等の状況に応じて定める。

(ボランティアの養成及び研修等)

第6条 実施館は識字学習活動の充実を図るためにボランティアの養成及び研修に努め、ボランティアもその資質を高めるために、研修等の参加に努めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第7条 各館及び支援者は、事業の運営にあたり知り得た個人情報について、次の各号等に留意しながら漏えいその他の事故を防止するために必要な措置をとることにより、適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を目的以外に利用しない。
- (2) 個人情報を主催者及びボランティア以外の者に提供しない。
- (3) 個人情報の複製をしない。
- (4) 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は実施館の保

有個人情報管理責任者が行う。

- (5) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに実施館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従う。

(その他)

第8条 実施館は、学習活動の向上及び円滑な運営のために学習者、ボランティア、職員がともに考えあう場を設ける。

付則 この要綱は平成26年4月1日から施行する。